

強化プラスチック船規則

強化プラスチック船規則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2011 年 6 月 30 日 規則 第 25 号
強化プラスチック船規則の一部を改正する規則

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

14 章 深水タンク

14.1.3 を次のように改める。

14.1.3 適用

- 1. 全ての水密仕切り壁, 船尾タンク及び引火点が ~~64~~60℃以下の油を積む深油タンクを除く船倉内又は甲板間の全ての深水タンクの構造は, 本章の規定による。なお, 水密隔壁を兼ねる部分については, 13 章 水密隔壁の規定にも適合しなければならない。
- 2. 引火点が ~~64~~60℃以下の油を積む深油タンクの構造については, 本会の適当と認めるところによる。

附 則

1. この規則は, 2011 年 6 月 30 日から施行する。